

第68号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例
神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号を次のように改める。

- (1) 租税その他諸収入金に関する証明 1種類1年度につき 300円。ただし、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付をする場合にあっては、1種類1年度につき 250円

第2条第7号の2中「（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

理 由

租税その他諸収入金に関する証明のキオスク端末による交付に係る手数料を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 租税その他諸収入金に関する証明 1種類

1年度につき 300円

(1) 租税その他諸収入金に関する証明

1種類 1年度につき 300

円。ただし、キオスク端末

(地方公共団体情報システム

機構の使用に係る電子計算機

を經由して本市の使用に係る

電子計算機と電気通信回線で

接続された通信端末機器をい

う。以下同じ。)により交付

をする場合にあっては、1種

類 1年度につき 250円

(1の2)～(7) 略

(7の2) 神戸市印鑑条例第18条の規定に基づく

印鑑登録証明書の交付

1通につき 300円。ただ

し、キオスク端末(地方公

共団体情報システム機構の

使用に係る電子計算機を經

由して本市の使用に係る電

子計算機と電気通信回線で

接続された通信端末機器を

いう。以下同じ。)により

交付をする場合にあって

は、1通につき 250円

(8)～(158) 略

【第 68 号議案】神戸市手数料条例改正案の概要

改正条文：第 2 条第 1 号

○平成 29 年 2 月から、租税その他諸収入金に関する証明を、「キオスク端末」（個人番号カードを利用して操作する、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機）により交付する場合について、手数料を 250 円と定める。